

二以上の事業者による産業廃棄物の 処理に係る特例認定申請書

山梨県森林環境部環境整備課

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者

住 所

名 称

代表者の氏名

印

電話番号

住 所

名 称

代表者の氏名

印

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)

申請に係る収集、運搬又は処分の範囲(収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)

申請に係る収集、運搬又は処分を行う区域(他の都道府県知事等に申請する場合には、その旨も記載すること。)

事務処理欄

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資口数若しくは出資の額の100分の5以上の口数若しくは額に相当する出資をしている者(統括して管理する事業者について、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の 総数			出資の口数又 は額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の口数若 しくは出資の金額	本	籍
		割	合	住 所

備考

- 1 欄は記入しないこと。
- 2 「申請者」には、認定を受けようとする者のすべてを記載すること。
- 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

連絡先

名 称
部署名
住 所
担当者の氏名
電話番号

手数料欄

取り扱う産業廃棄物一覧（産業廃棄物収集運搬用）

取り扱う産業廃棄物の種類（計__種類）	積替え又は保管の有無
燃え殻	有・無
汚泥	有・無
廃油	有・無
廃酸	有・無
廃アルカリ	有・無
廃プラスチック類	有・無
紙くず	有・無
木くず	有・無
繊維くず	有・無
動植物性残さ	有・無
動物系固形不要物	有・無
ゴムくず	有・無
金属くず	有・無
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。） 及び陶磁器くず	有・無
鋳さい	有・無
がれき類	有・無
動物のふん尿	有・無
動物の死体	有・無
ばいじん	有・無
施行令第2条第13号に係る産業廃棄物（産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記廃棄物に該当しないもの）	有・無

	取り扱い	積替え又は保管の有無
石綿含有産業廃棄物	含む・含まない	有・無
水銀使用製品産業廃棄物	含む・含まない	有・無
水銀含有ばいじん等	含む・含まない	有・無

- ・「取り扱う産業廃棄物の種類」については、該当する種類の の中にチェックマーク(レ)を付すこと。
- ・「積替え又は保管の有無」については、該当する項目に を付すこと。
- ・石綿含有産業廃棄物等を取り扱う場合については、「含む」に を、取り扱わない場合には「含まない」に を付すこと。

取り扱う産業廃棄物一覧（産業廃棄物処分用）

事業の区分	処分方法
中間処理	()
最終処分	埋立処分（安定型・管理型・遮断型）

取り扱う産業廃棄物の種類 (計 種類)	産業廃棄物の性状	限定等
燃え殻		
汚泥		
廃油		
廃酸		
廃アルカリ		
廃プラスチック類		
紙くず		
木くず		
繊維くず		
動植物性残さ		
動物系固形不要物		
ゴムくず		
金属くず		
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず		
鉱さい		
がれき類		
動物のふん尿		
動物の死体		
ばいじん		
産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記廃棄物に該当しないもの		

- ・「事業の区分」で中間処理の場合は、処分方法ごとにこの様式を作成すること。
- ・中間処理の処分方法の（ ）には、一般的に認知されている処理方法の名称があれば記入すること

（例：シアンの分解 アルカリ塩素法）

- ・「取り扱う産業廃棄物の種類」は、該当する種類の の中にチェックマーク(レ)を付すこと。
- ・最終処分の場合は、該当する種類に石綿含有産業廃棄物の有無を加筆すること。
- ・「産業廃棄物の性状」は、有機性・無機性、成分・形状・組成等を具体的に記載すること。
- ・「限定等」は、処分方法から処理できる廃棄物の範囲がわかるように記載すること。なお、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処分を行なう場合には、その旨も記載すること。

取り扱う産業廃棄物一覧【特別管理産業廃棄物収集運搬用】

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類（計 種類）	積替え又は保管の有無
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	有・無
廃酸（pH 2.0 以下のもの）	有・無
廃アルカリ（pH 12.5 以上のもの）	有・無
感染性産業廃棄物	有・無
特定有害産業廃棄物 （含有する有害物質名等を下記の余白欄に具体的に記入、又は別添一覧表に記入の上、添付すること）	
廃PCB等	有・無
PCB汚染物	有・無
PCB処理物	有・無
廃石綿等	有・無
廃水銀等	有・無
指定下水汚泥	有・無
鉱さい	有・無
ばいじん	有・無
燃え殻	有・無
汚泥	有・無
廃油	有・無
廃酸	有・無
廃アルカリ	有・無
（廃水銀等から廃アルカリまでの）特定有害産業廃棄物の処理物で、各廃棄物に該当する有害物質が物質ごとに基準不適合のもの	有・無

- ・「取り扱う特別管理産業廃棄物の種類」については、該当する種類の の中にチェックマーク(レ)を付すこと。
- ・「積替え又は保管の有無」については、該当する項目に を付すこと。

『特定有害産業廃棄物の種類』

(別添一覧表)

取り扱う廃棄物に 印を付してください。

廃棄物の種類 含有する有害物質名	鉍 さい い	ば い じん	燃 え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アル カリ
アルキル水銀化合物			-		-		
水銀又はその化合物			-		-		
カドミウム又はその化合物					-		
鉛又はその化合物					-		
有機燐化合物	-	-	-		-		
六価クロム化合物					-		
砒素又はその化合物					-		
シアン化合物	-	-	-		-		
P C B	-	-	-		-		
トリクロロエチレン	-	-	-				
テトラクロロエチレン	-	-	-				
ジクロロメタン	-	-	-				
四塩化炭素	-	-	-				
1, 2 - ジクロロエタン	-	-	-				
1, 1 - ジクロロエチレン	-	-	-				
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	-	-	-				
1, 1, 1 - トリクロロエタン	-	-	-				
1, 1, 2 - トリクロロエタン	-	-	-				
1, 3 - ジクロロプロペン	-	-	-				
チウラム	-	-	-		-		
シマジン	-	-	-		-		
チオベンカルブ	-	-	-		-		
ベンゼン	-	-	-				
セレン又はその化合物					-		
1, 4 - ジオキサン	-		-				
ダイオキシン類	-				-		

「 - 」線が入った廃棄物は取り扱うことができないものを示す。

取り扱う産業廃棄物一覧【特別管理産業廃棄物処分用】

事業の区分	処 分 方 法
中間処理	()
最終処分	埋立処分 (遮断型)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 (計 種類)	特別管理産業廃棄物の性状	限定等
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)		
廃酸(水素イオン濃度指数が2.0以下のもの)		
廃アルカリ(水素イオン濃度指数が12.5以上のもの)		
感染性産業廃棄物		
特定有害産業廃棄物(含有する有害物質名等を別添一覧表に記載すること)		
廃PCB等		
PCB汚染物		
PCB処理物		
廃石綿等		
指定下水汚泥		
鉱さい		
ばいじん		
燃え殻		
廃油		
汚泥		
廃酸		
廃アルカリ		
特定有害産業廃棄物を処分するために処理したもの		

- ・「事業の区分」で中間処理の場合は、処分方法ごとにこの様式を作成すること。
- ・中間処理の処分方法の()には、一般的に認知されている処理方法の名称があれば記入すること(例：シアン分解 アルカリ塩素法)。
- ・「取り扱う特別管理産業廃棄物の種類」は、該当する種類の の中にチェックマーク(レ)を付すこと。
- ・「特別管理産業廃棄物の性状」は、有機性・無機性、成分・形状・組成等を具体的に記載すること。
- ・「限定等」は、処分方法から処理できる廃棄物の範囲がわかるように記載すること。

『 特定有害産業廃棄物の種類 』

取り扱う廃棄物にチェック(レ)を入れて下さい。

有害物質名	廃棄物の種類	鉍 さい	ばい じん	燃 え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アルカリ
アルキル水銀化合物				-		-		
水銀又はその化合物				-		-		
カドミウム又はその化合物						-		
鉛又はその化合物						-		
有機燐化合物		-	-	-		-		
六価クロム化合物						-		
砒素又はその化合物						-		
シアン化合物		-	-	-		-		
P C B		-	-	-		-		
トリクロロエチレン		-	-	-				
テトラクロロエチレン		-	-	-				
ジクロロメタン		-	-	-				
四塩化炭素		-	-	-				
1, 2 - ジクロロエタン		-	-	-				
1, 1 - ジクロロエチレン		-	-	-				
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン		-	-	-				
1, 1, 1 - トリクロロエタン		-	-	-				
1, 1, 2 - トリクロロエタン		-	-	-				
1, 3 - ジクロロプロペン		-	-	-				
チウラム		-	-	-		-		
シマジン		-	-	-		-		
チオベンカルブ		-	-	-		-		
ベンゼン		-	-	-				
セレン又はその化合物						-		
1, 4 - ジオキサン		-		-				
ダイオキシン類		-				-		

(注)「-」は取り扱うことができないものを示す。

添付書類目次
書類作成責任者 氏 名

電話番号

見出し	添付書類及び図面
1	事業計画の概要を記載した書類【山梨県様式1】
2	定款又は寄附行為及び登記事項証明書（親会社にあつては、子会社がかつて同一の事業者であったことを証明できるもの。）
3	子会社の株主名簿（これに準ずるものを含む。）
4	（財）日本産業廃棄物処理振興センターの実施する産業廃棄物の処分に関する講習を修了した者（代表者若しくはその業務を行う役員であること）にあつては、その修了証の写し
5	当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類【様式第五号の三】
6	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（要原本証明） 直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 （法人設立後、1度も決算期を迎えていない場合） 税務署発行の法人設立届の写し 直近の試算表 預貯金の残高証明書
7	誓約書【様式第五号の三】
8	未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書
9	役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書
10	政令で定める使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
11	業務を執行する役員の氏名及び住所並びに子会社に派遣されていることを示す書類（派遣協定書、発令通知の写し等）
12	当該申請に係る産業廃棄物の処分の用に供する施設が産業廃棄物処理施設（15条施設）である場合にあっては、許可を受けていることを証する書類
13	事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図および設計計算書並びに当該施設付近の見取図
14	法施行規則第8条の38の3第9号に規定する基準に適合したものであることを示す書類 ----- 当該申請に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合【山梨県様式2】 ・当該産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬者、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること ・積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及びチ簡易浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じた施設であること ----- 当該申請に係る産業廃棄物の処分を行なう場合 ・当該産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること ・保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じた施設であること
15	当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
16	当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であつて、一体的に廃棄物を適正に処理していたことを証する書類（同一法人であったときの廃棄物処理に係る計画、契約書、帳簿等であつて、定款又は寄附行為及び登記事項証明書を除く。）
17	長期的財務計画書（必要に応じて添付すること。）【山梨県様式3】

見出し No に が付されているものは「親会社及び全ての子会社」、 が付されているものは「全ての子会社」、 が付されているものは「産業廃棄物の処理を行う全ての事業者」について添付すること。
行政機関が発行する書類は、いずれも申請日より3ヶ月以内に発行された原本とすること。

事業計画の概要**1. 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容****2. 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程****3. 当該申請に係る産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く）の種類、性状及び処理方法**

No	処理後物の種類、性状	処理方法

4. 収集又は運搬を行う場合は、当該収集又は運搬の用に供する施設の種類及び数量

(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
駐車場の所在地	付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		

5. 処分を行なう場合は、施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力（当該施設が最終処分場の場合は、埋立地の面積及び埋立量）並びに処理方式、構造及び設備の概要

No	施設の設置場所				
	施設の種類	数量	設置年月日	処理能力	処理方式
1					
2					
3					
4					

構造及び設備の概要が分かる図面を添付してください。

6. 積替え保管施設

所在地	
面積	
積替え保管を行う産業廃棄物の種類	
番号	産業廃棄物の種類
石綿含有産業廃棄物	含む・含まない
水銀使用製品産業廃棄物	含む・含まない
水銀含有ばいじん等	含む・含まない
保管上限	
保管高上限	

7 . 産業廃棄物を生じる事業場

法人名称	事業場名称	所在地

8 . 産業廃棄物処理業を受けている場合は許可番号（申請中の場合は申請年月日）

産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を受けている場合は許可証の写しを添付してください。

都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合は申請年月日）

9 . 次に掲げる産業廃棄物等の一年間の数量又は熱量

(1) 収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類ごとの数量

収集運搬		処分	
産業廃棄物の種類	数量	産業廃棄物の種類	数量

(2) 処分に伴い生ずる廃棄物（再生品）の種類ごとの数量

産業廃棄物の種類	数量

(3) 再生品の種類ごとの数量

再生品の種類	数量

(4) 熱量

10. 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制

11. 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容

施設配置図を添付してください。

12. 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあっては、受託社と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項

受託者と締結する委託契約の内容

受託者に交付する管理票に関する事項

様式第五号の三（第八条の三十八の五第五項関係）
（第1面）

申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額 及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額（千円）	
資金の総額		
土地		
事務所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
処理施設		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	（借入先名）	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(第2面)

誓約書

申請者のうち当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからニまで及びへに該当しない者であること並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の3第8号に適合する者であることを誓約します。

年 月 日

山梨県知事 様

提出者

住所

名称

代表者の氏名

印

電話番号

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。
	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること <p>（ 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。 ）</p>
	撮影 年 月 日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 年 月 日

積替施設の概要

構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

長期的財務計画書

年 月 日

申請者

住所

名称

代表者

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

1 本書を作成するにあたっての該当事項(該当するものに をすること)

直前期の事業年度において債務超過であるため

直前期の事業年度において当期純利益がマイナスのため

直前3年の事業年度における当期純利益の平均値がマイナスのため

直前期の事業年度において当期純利益がプラスの場合は不要

法人税が課税されていない状況が2期以上継続しているため

事業開始(新設法人等)から間もなく、直前3年間の財務諸表又は法人税の未納のない証明が添付できないため

、 の全てに該当する場合は、「中小企業診断士による診断書等(客観的に経理的基礎を有するかどうかを判断できる資料等)」を併せて提出してください。

2 「1」に至った原因等

--

3 今後の事業改善計画

--

4 今後の収支計画 **申請時に添付した事業年度以降の収支計画を記載すること** (単位：千円)

	第 期 (~)	第 期 (~)	第 期 (~)
売 上 高			
売 上 原 価			
売 上 総 利 益			
販売費・一般管理費			
営 業 利 益			
営 業 外 利 益			
営 業 外 費 用			
経 常 利 益			
特 別 利 益			
特 別 損 失			
税引前当期純利益			
当 期 純 利 益			
前期繰越利益剰余金			
当期末繰越利益剰余金			

その他、財務諸表の状況によっては、この様式の提出を求められることがある。

【中小企業診断士による診断書等の記載事項】

ア．会社の概要

イ．直近3年分の財務諸表に基づく財務診断

直近3年分の財務諸表をベースに安全性、成長性、収益性の観点から各種財務指標の診断を行い、その診断結果を記載する。

ウ．債務超過に至った原因

債務超過に至った原因を具体的に記載する。

エ．今後5年間の収支計画についての分析

今後5年間の収支計画の数値の変化の内容を具体的に記載する。

オ．債務超過の改善策及びその実現可能性

「リサイクルの気運が高まり売上が上昇する」等の期待的観測は不可。あくまで具体的な改善策に限る。

カ．関連資料（各種財務診断資料等）